府医療保険者協議会

２０年度事業計画、予算案など決まる

「特定健診・特定保健指導」の円滑な実施に向けて！！

府医療保険者協議会は、３月２５日、府国保連合会で開催された。

片田会長の議事進行により、共済組合関係者から本協議会委員に推薦の地方職員共済組合京都府支部事務長の古谷善博氏、公立学校共済組合京都支部事務局長の深澤則夫氏、京都府市町村職員共済組合事務局長の渡辺英治氏の３名が、承認され就任した。

続いて、事務局より平成１９年度府医療保険者協議会事業報告、歳入歳出決算、２０年度事業計画、歳入歳出予算案について説明し、承認された。

最後に矢田副会長（ワコール健保組合常務理事）が、「特定健診・保健指導があと一週間後にスタートとなり、何年も何十年もかけてする事業であり、結果をいかに出すかが大切だ」と述べた。

事業計画は次のとおり。

（１）医療保険者協議会の開催

医療保険者協議会全般の運営方針を協議するとともに、平成２０年４月か

らの各医療保険者の「特定健診・特定保健指導」が円滑に実施できるよう共通課題等について協議を行うため随時開催する。

（２）疾病動向等調査分析部会の開催

各医療保険者の特定健診実施計画策定のための情報提供を行う。また、疾病の特徴を把握するため、具体的には厚生労働省の「標準的な健診・保健指導プログラム」に示された生活習慣病全体の分析を行い、糖尿病、高血圧症、高脂血症、虚血性心疾患、脳血管疾患のレセプト集約方法と分析について検討する。

（３）生活習慣病等予防対策部会の開催

「特定健診・特定保健指導」の非受診者への勧奨方法について検討する。また、健診機関及び保健指導機関の情報収集を行い、各医療保険者に提供する。

（４）「特定健康診査・特定保健指導」に係る研修会の開催

「特定健康診査・特定保健指導」を円滑に実施するため、各医療保険者に所属する医師、保健師、管理栄養士、担当事務職員等のリーダーを対象に、厚生労働省が示す標準的な健診・保健指導プログラムに基づき開催する。（７月・１１月）

（５）「特定健康診査・特定保健指導」に係る集合契約

特定健診等に係る集合契約については、参加する医療保険者から代表保険者を選定する。また、集合契約の成立に向けた情報収集や事務調整等を行う。